平成２２年（フ）第４０号
山口県萩市大字椿東6373番地、前住所島根県益田市水分町２番14号
債務者　末武　麻衣（旧姓山影）
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第９７号
北海道滝川市朝日町西１丁目４番14号
債務者　吉田　竜太
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
北海道砂川市焼山60番地２
債務者　梨澤　洋子
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
北海道空知郡奈井江町字茶志内1779番地20
債務者　五日市悦子
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
埼玉県さいたま市北区吉野町１丁目390番地２　セントエルモ吉野町401
債務者　石崎　仁美
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
北海道北見市中央三輪８丁目10番地１
債務者　水島　祐子
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
青森県三沢市幸町２丁目７番11号　ハイム小向Ｂ号棟
債務者　西郷　邦晴
１　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第９３号
青森県三沢市古間木１丁目152番地245号
債務者　斗沢　典代
１　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第９４号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字千刈田６番地２　豊文アパート２号
債務者　成田　博美
１　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第３４号
千葉県佐倉市中志津６丁目30番５号、前住所山形県酒田市東大町１丁目14番地の16
債務者　堀　　冨美
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第３５号
千葉県佐倉市中志津６丁目30番５号、前住所山形県酒田市東大町１丁目48番地の５
債務者　堀　実知枝
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第７６号
山形県東田川郡町庄内町払田字サビ84番地７
債務者　日向　幸雄
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第７７号
山形県東田川郡町庄内町払田字サビ84番地７
債務者　日向きよえ
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第７９号
山形県酒田市坂野辺新田甲23番地、前住所山形県酒田市宮海字安政114番地の９
債務者　佐藤　真紀
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２９８号
群馬県高崎市箕郷町東明屋234番地７
債務者　加藤奈緒美
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３４０号
さいたま市大宮区土手町２丁目45番地　北フラット102号
債務者　折原小枝子
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９２号
埼玉県久喜市樋ノ口539番地１
債務者　新津　喜人
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８９号
埼玉県鴻巣市上谷234番地14
債務者　山本　好枝
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係